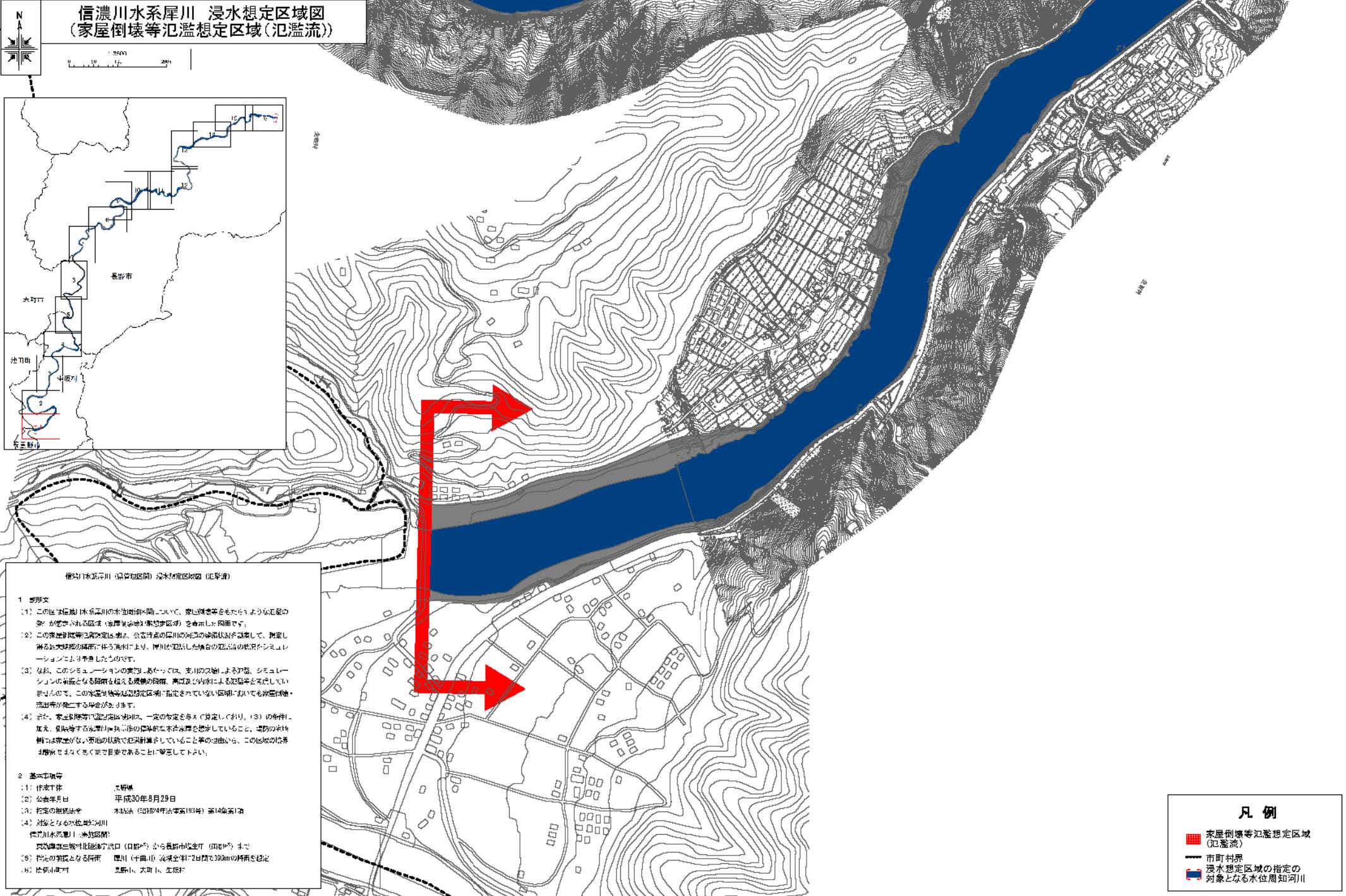


信濃川水系犀川 浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情技 第374号)

信濃川水系犀川 浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



1:50,000

0 1km 2km

信濃川水系犀川(東岸2号区) 浸水想定区域図(氾濫流)

1 説明文

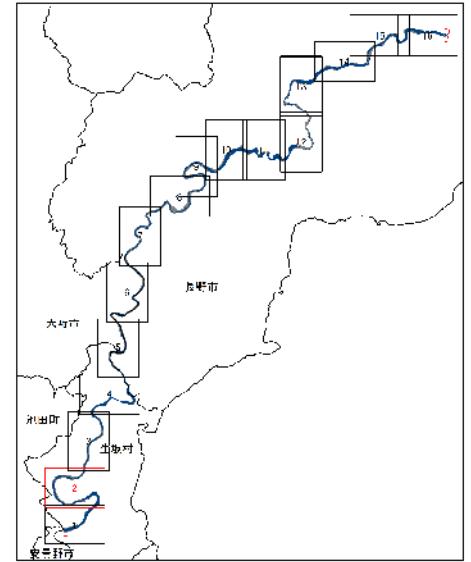
- (1) この図は信濃川水系犀川の水位勾配(4割)について、浸水想定区域をもたらすような氾濫の発生がおそれられる区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示したものである。河川では、
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域には、公示井戸の周囲の、並びに各河川を想定して、河床に伸びる最大堤防の範囲で半うね洪水により、犀川が氾濫した場合の氾濫流及び氾濫シミュレーションにより予測したものである。
- (3) なお、このシミュレーションの対象にあたっては、市川の決壊による氾濫、シミュレーションの対象となる堤防を越える堤防の崩壊、高瀬及び伏木による氾濫等をあえていませんので、この水位勾配が氾濫想定区域に指定されていない区域においても氾濫が発生する可能性があるものあります。
- (4) また、本図は氾濫想定区域において、一定の水位を与えて計算して求め、(3)の条件に加え、堤防等ある堤防の内側へ水が導かれて木津川は氾濫を予測していること、堤防の半幅(堤防の内側から堤防の外側までの距離)が堤防の内側へ水が導かれて氾濫を予測していること等の性状から、この区域の堤防は都合ではなくあくまで目安であることに留意して下さい。

2 基本計画等

- (1) 施工主体 長野県
- (2) 公表年月日 平成30年8月29日
- (3) 指定の概要地図 水位込 沿岸防災河川整備事業(第3回) 長野県某
- (4) 対応とする木曾信濃川  
・信濃川水系犀川(東岸2号区間)  
　実測水位飯田北陸橋下河口(口付分)から長野市佐野口(又切分)まで
- (5) 指定の期間となる箇所 犀川(千曲川) 沿岸左岸に2日前で30cmの両面を越す  
　長野市、大町市、上田市
- (6) 防護区域

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域  
(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の  
対象となる水位周知河川

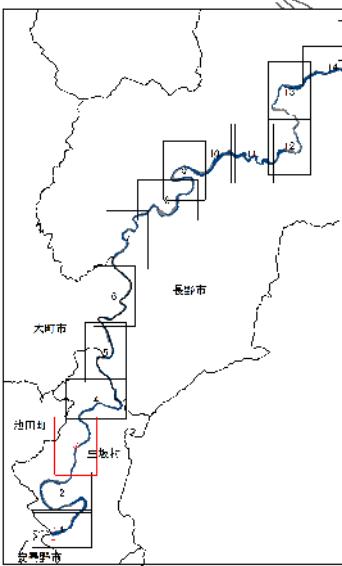


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情技 第374号)

# 信濃川水系犀川 浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



1 km 2 km 3 km



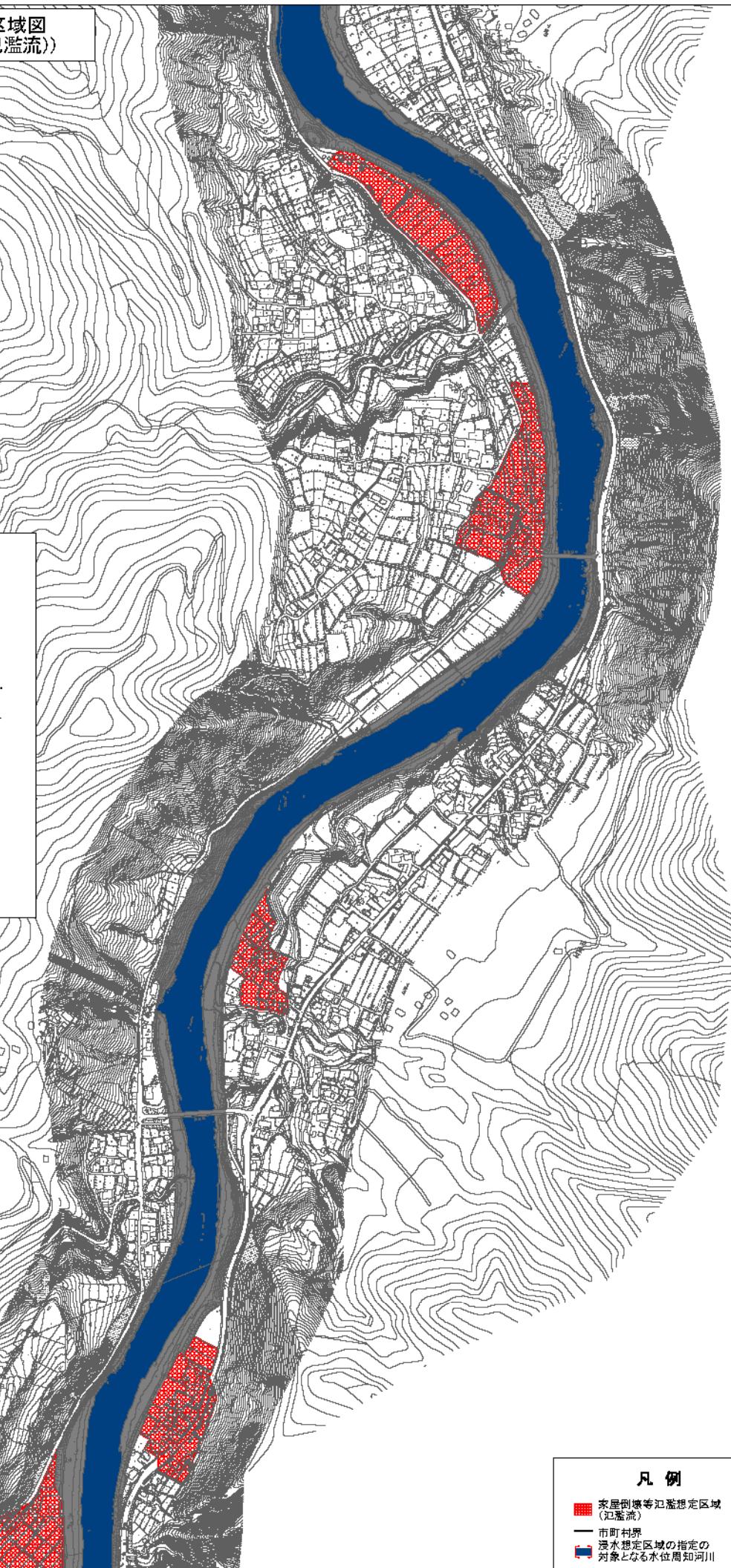
信濃川水系犀川(浸水想定区域) 浸水想定区域図(氾濫流)

## 1 成因文

- (1) この図は信濃川水系犀川の水位増加に対する、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示したものであります。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公文書中の犀川河川の堤防状況を勘案して、想定し得る最大堤防の堤頂(水位)を基準に、河川が氾濫した場合の沿岸地の現況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの範囲においては、河川の決壊による堤防、シミュレーション範囲となる堤防における堤の崩壊、高さから内面による堤防を考慮しているものの、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている区域においては堤防・河川堤防・河川堤防等でなく、堤防があります。
- (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域に、一定の確率とまで予測しておき、(3)の堤防を加え、堤防等する堤防は、堤の標準的な本数を想定していること、堤防の本数、半径には家屋がない区域の傾斜で正確を兼ねしていること等の理由から、この区域のが堤防等ではなく、堤防であることに留意して下さい。

## 2 基本上項等

- (1) 地域主体 長野県
- (2) 公表年月日 平成30年8月29日
- (3) 指定の根拠法令 水源法(昭和23年法律第13号)第14条第1項
- (4) 本図とともに水位周知河川  
信濃川水系犀川(本川区間)  
大物原川(生板付北桂原付近)(口若谷から長野市佐生川(山田谷)までの区間となる河川)
- (5) 本図の対象となる河川 犀川(牛田川)流域全体(2.2km)の堤防を含む  
長野市、大町市、生坂村



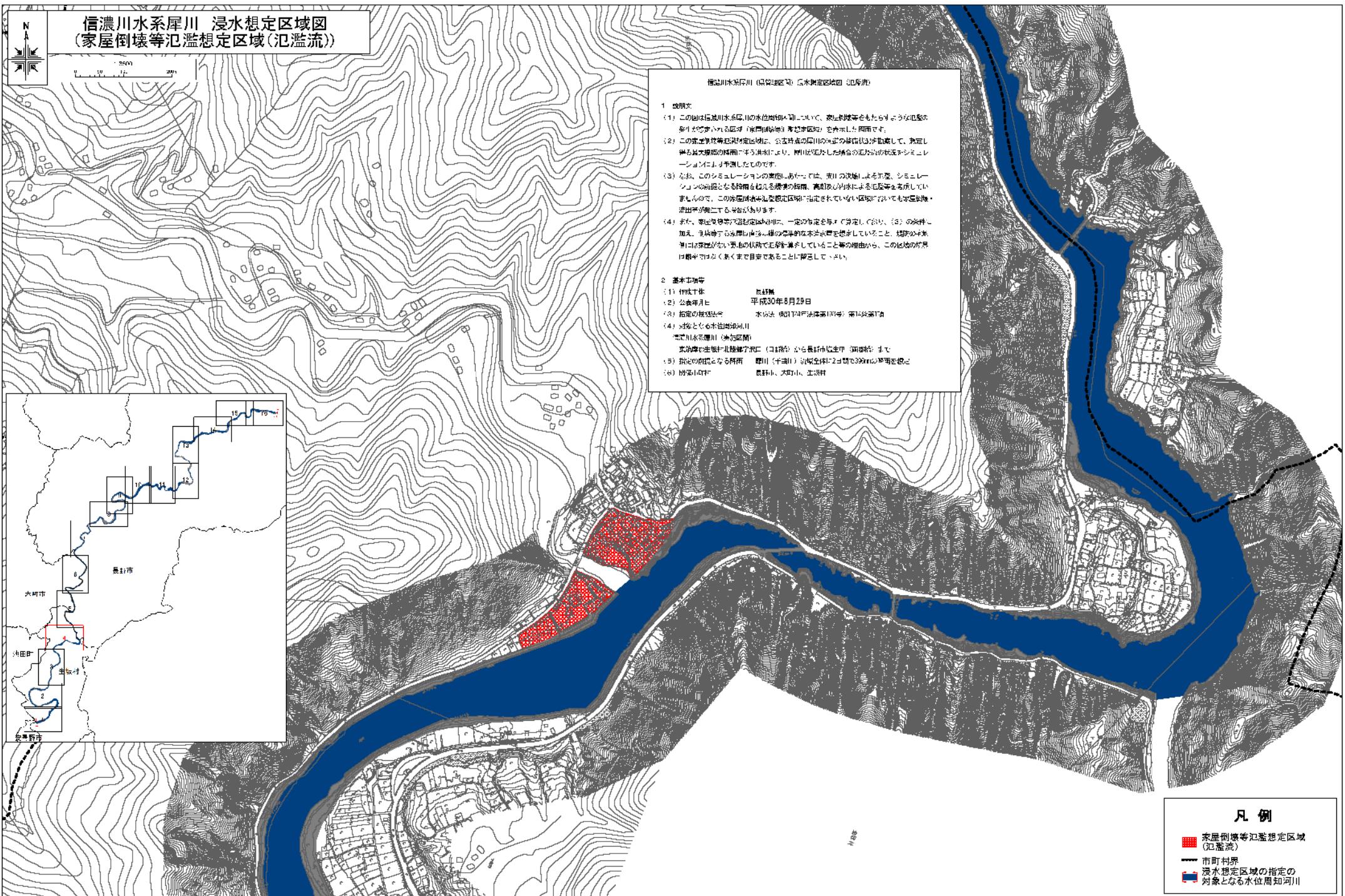
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情報 第374号)

信濃川水系犀川 浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



1:25000

0 100 200 300

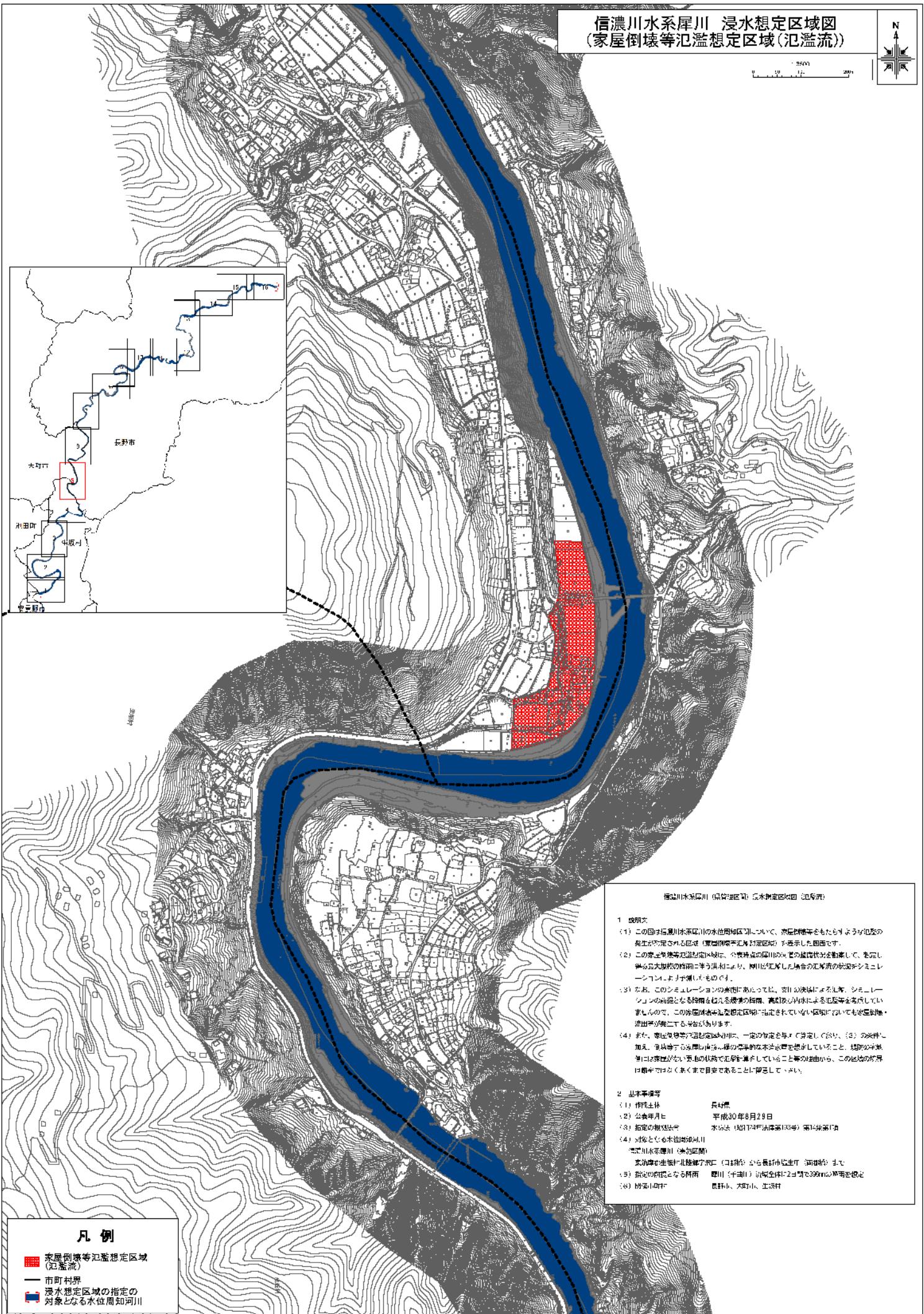
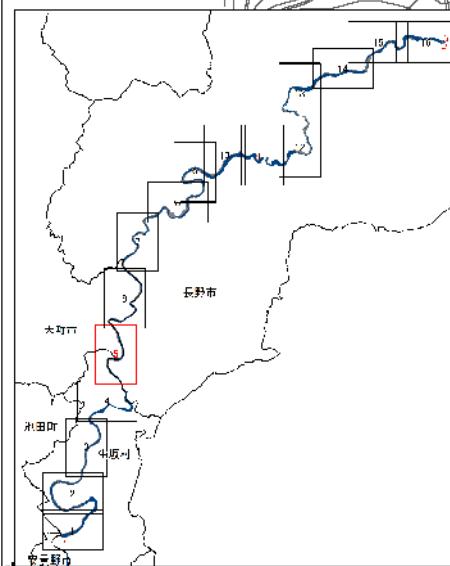


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情技、第374号)

信濃川水系犀川 浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



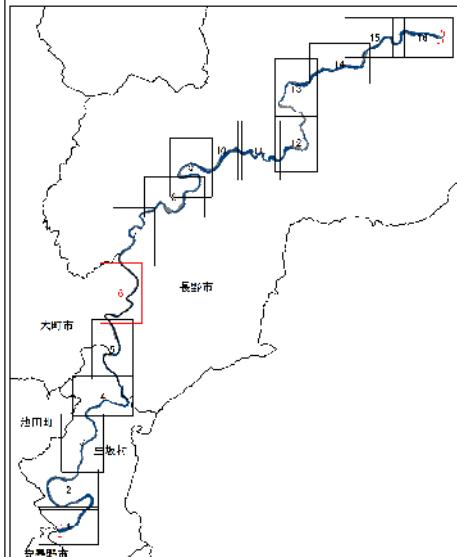
0 500 1000 2000



信濃川水系犀川 浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



1km 10km 20km



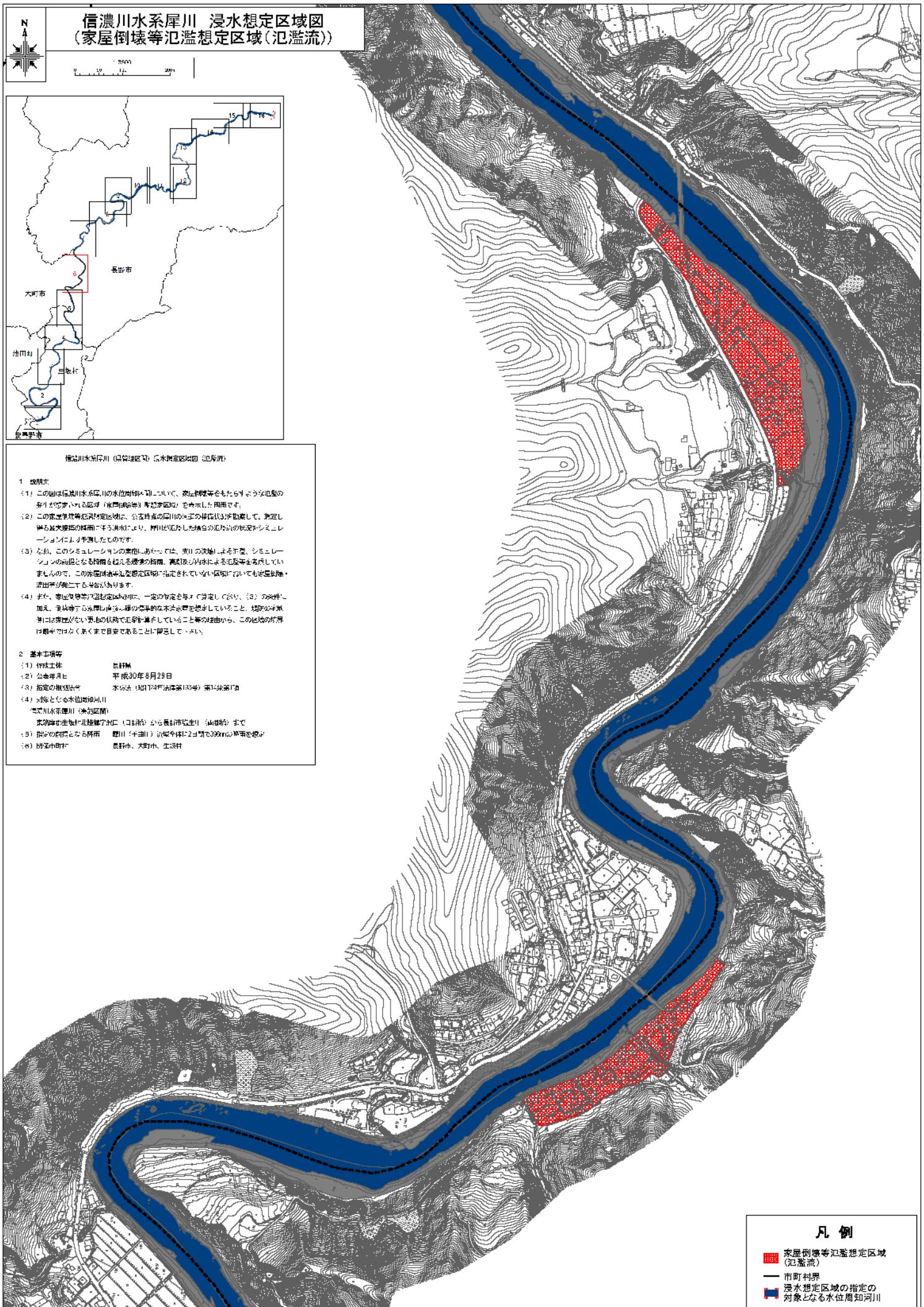
信濃川水系犀川(浸水想定区域) 浸水想定区域図(氾濫流)

1 成因文

- (1) この図は信濃川水系犀川の水位周知河川として、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の發生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した箇所です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公共井戸の犀川からの水位状況を勘案して、想定し得る最大水位の時刻に相当する水位により、犀川が氾濫した場合の沿岸部の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの範囲においては、犀川の決壊による氾濫、シミュレーションの範囲となる水位における堤防の崩壊、高さから内側による堤防等を考慮していないものの、この家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されている区域においては堤防・護岸等が確立するものとあります。
- (4) また、犀川の堤防が氾濫区域に、一定の位置をもって存在しておらず、(3)の堤防に加え、堤防等する堤防は山沿い様の零散的な本末水口を想定していること、堤防の水口、河口には家屋がない無い他の小川で氾濫を算定していること等の理由から、この区域のが界は路地等ではなく今まで目まであることに留意して下さい。

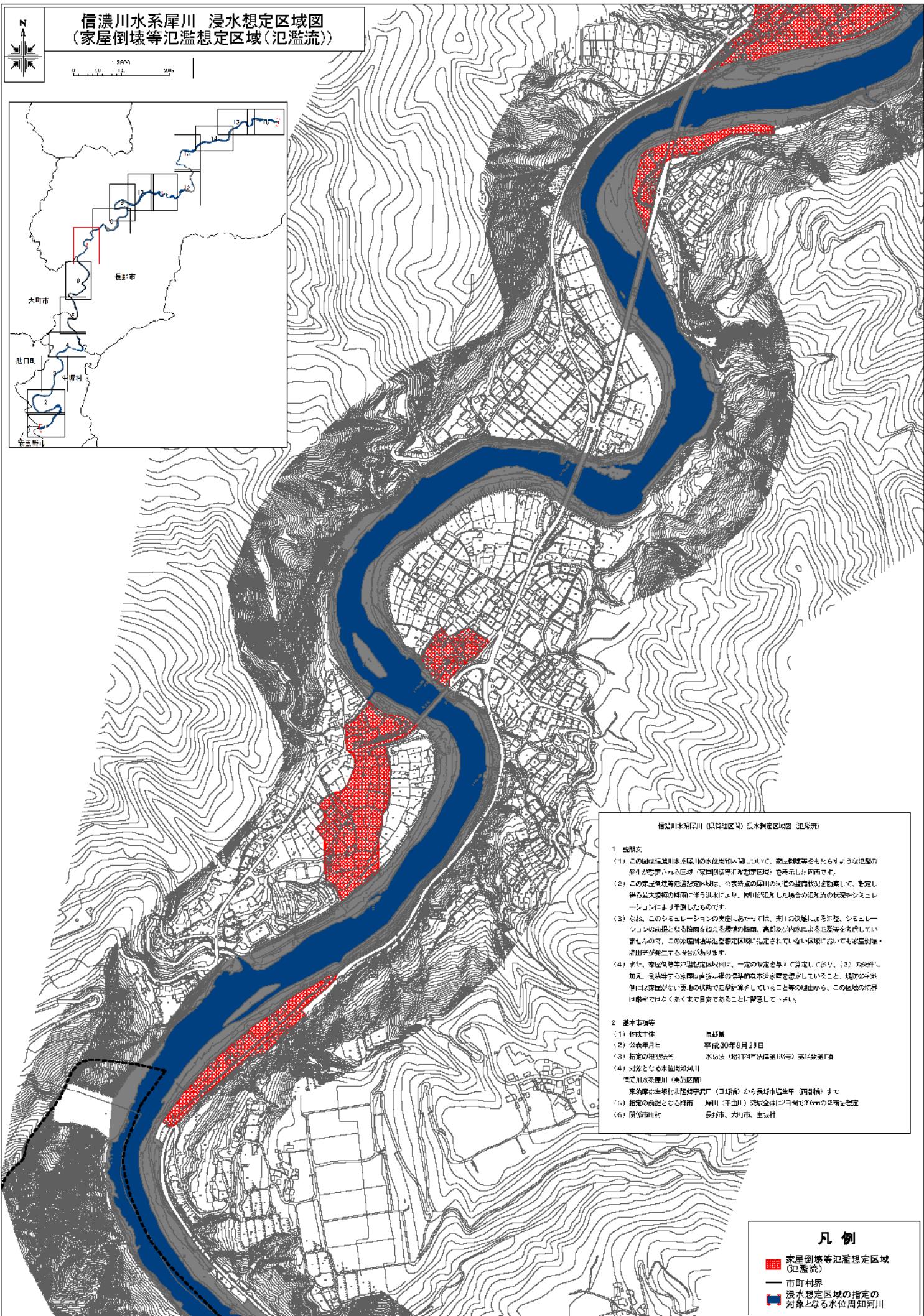
2 基本上項等

- (1) 作成主体 地図編
- (2) 公表年月日 平成30年8月29日
- (3) 指定の根拠法令 水源法(昭和23年法律第13号) 第14条第1項
- (4) 本図とともに水位周知河川
- 信濃川水系犀川(本図区間)
- 太田原市生坂村北郷郷字大門(口若賀)から長野市佐久市(山田谷)までの約20km
- (5) 計画の対象となる町村 長野市(牛田町)、波田今井村(2合目)、須坂市(中条)、飯田市(伊那谷)、長野市、大町市、生坂村
- (6) 附帯市町村



凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域  
(氾濫流)
- 市町村界
- 洪水想定区域の指定の  
対象となる水位周知河川



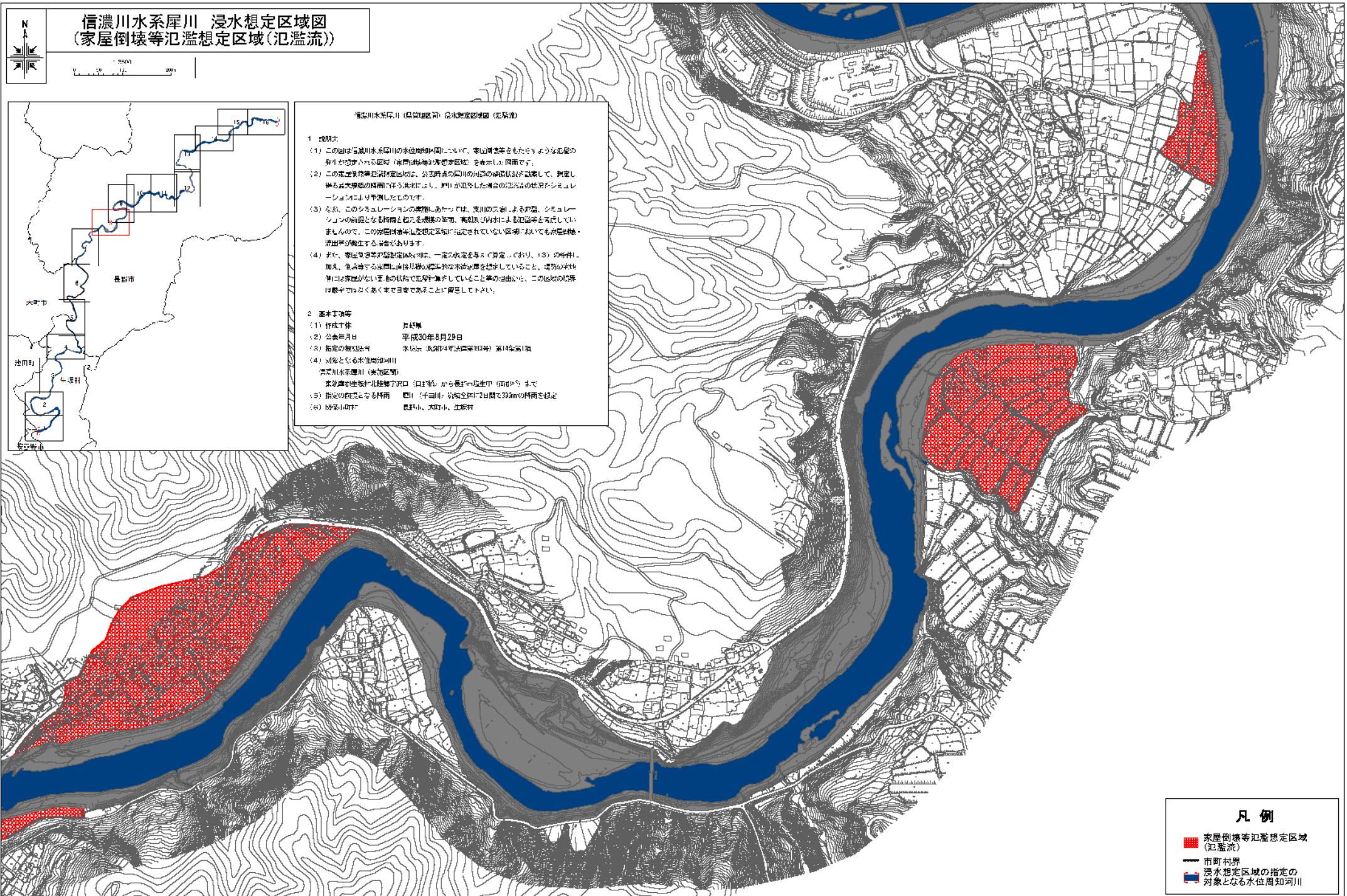
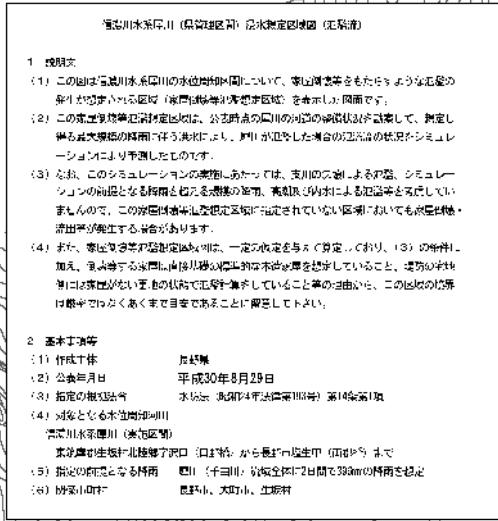
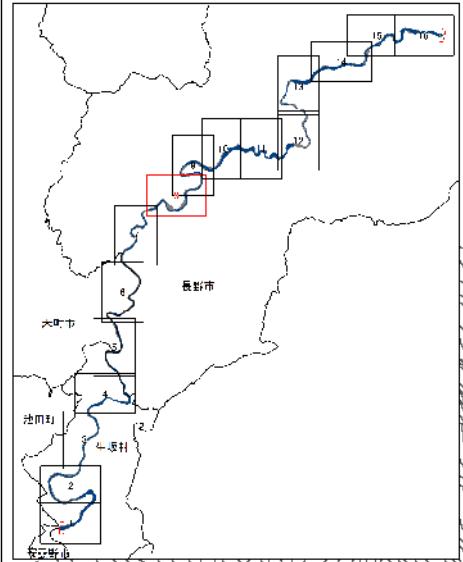
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情報 第374号)

# 信濃川水系犀川 浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



1:2500

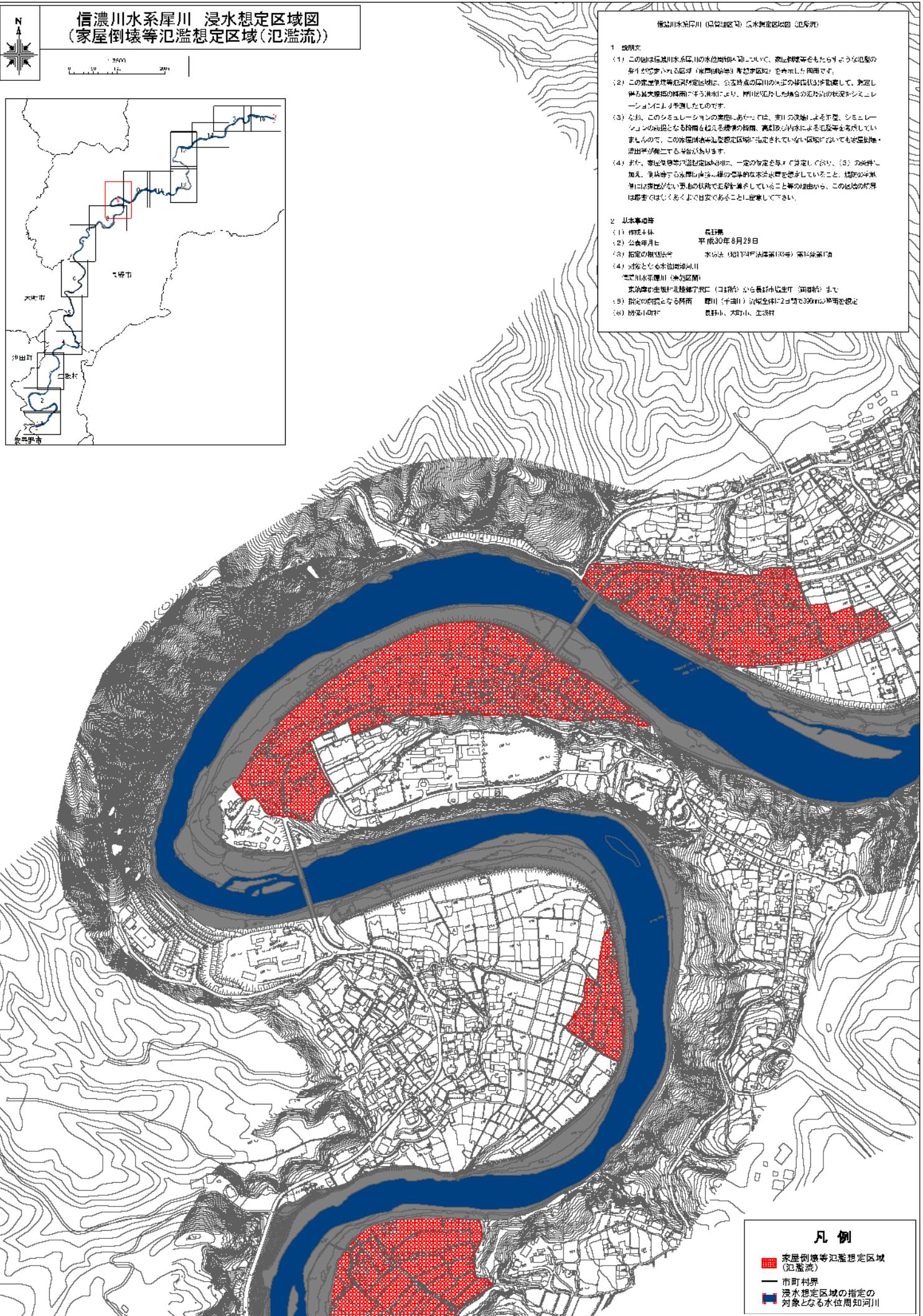
N 15° 10' 20'



## 凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域  
(氾濫流 )
- 市町村界
- 洪水想定区域の指定の  
対象となる水位周知河川

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情技 第374号)



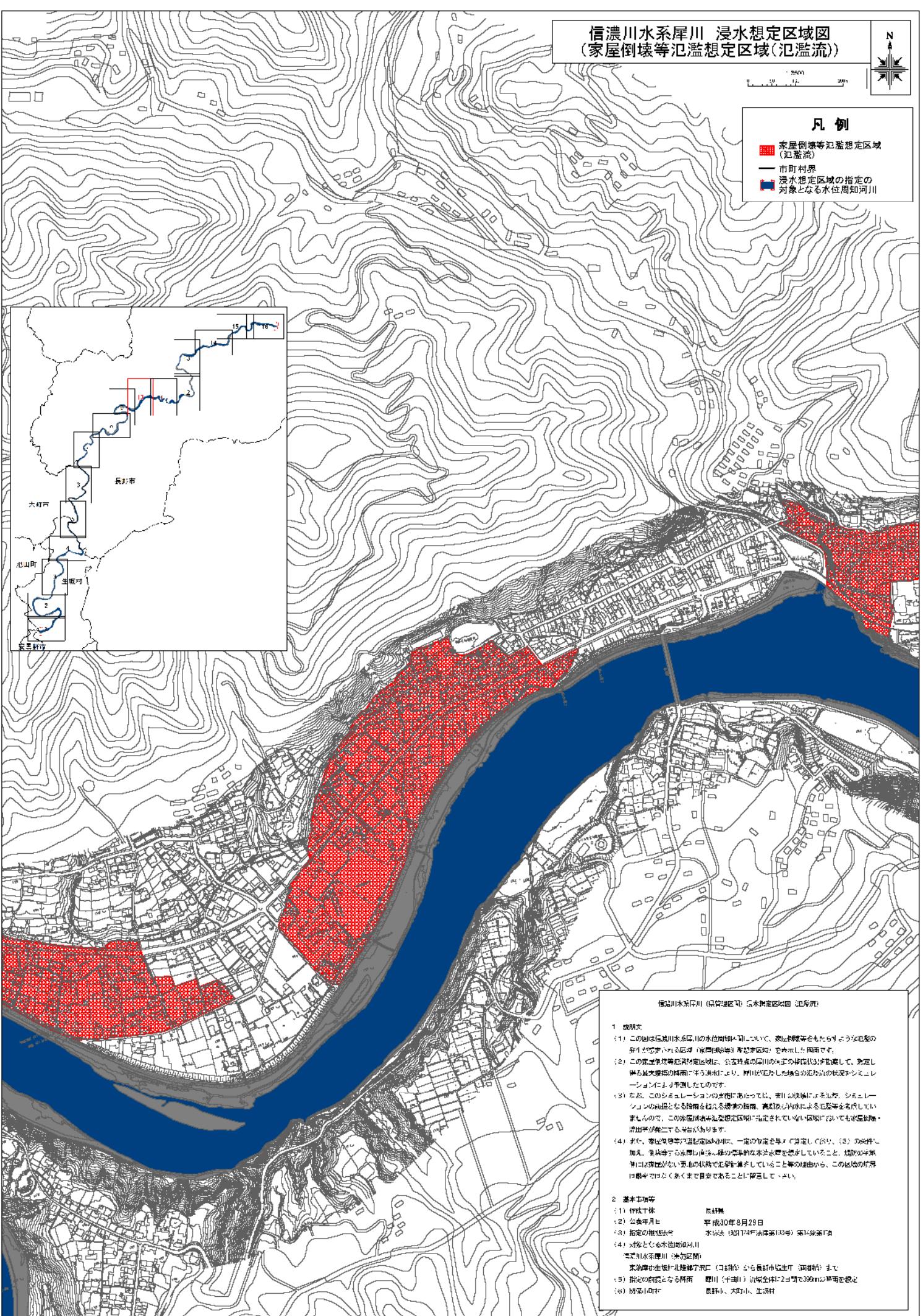
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情報 第374号)

信濃川水系犀川 浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))

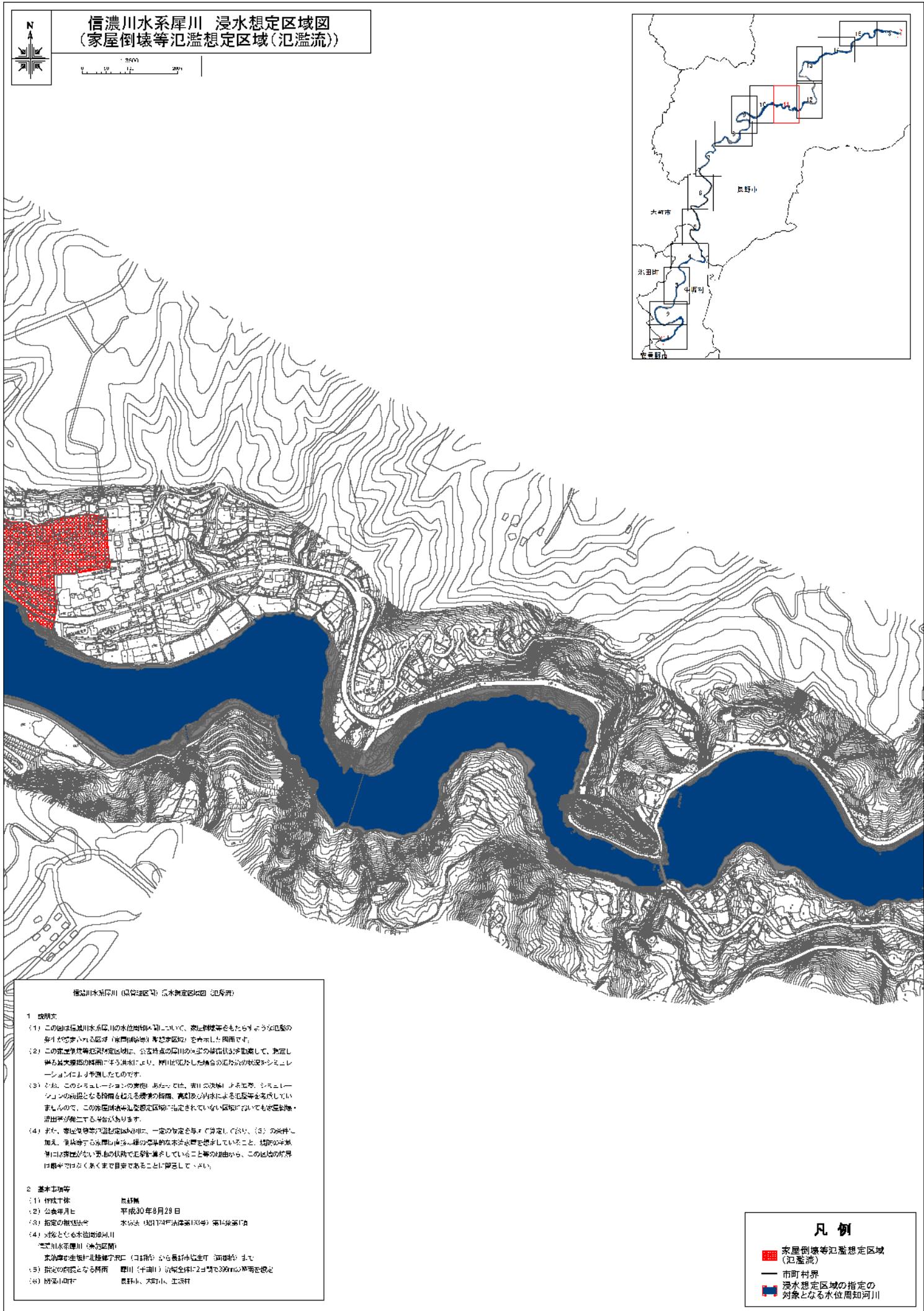


凡例

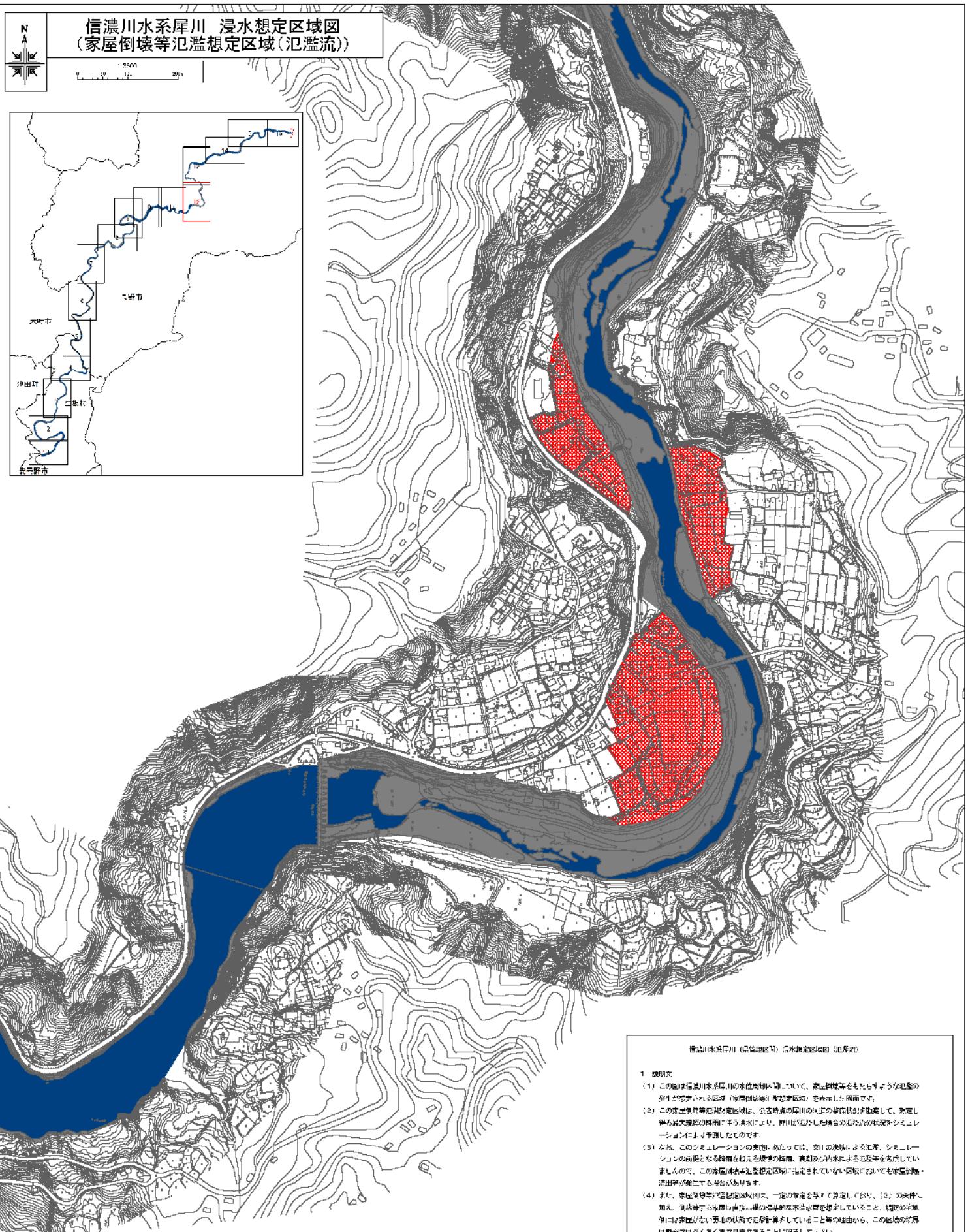
- 家屋倒壊等氾濫想定区域  
(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の  
対象となる水位周知河川



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使 第374号)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情便 第374号)



## 凡例

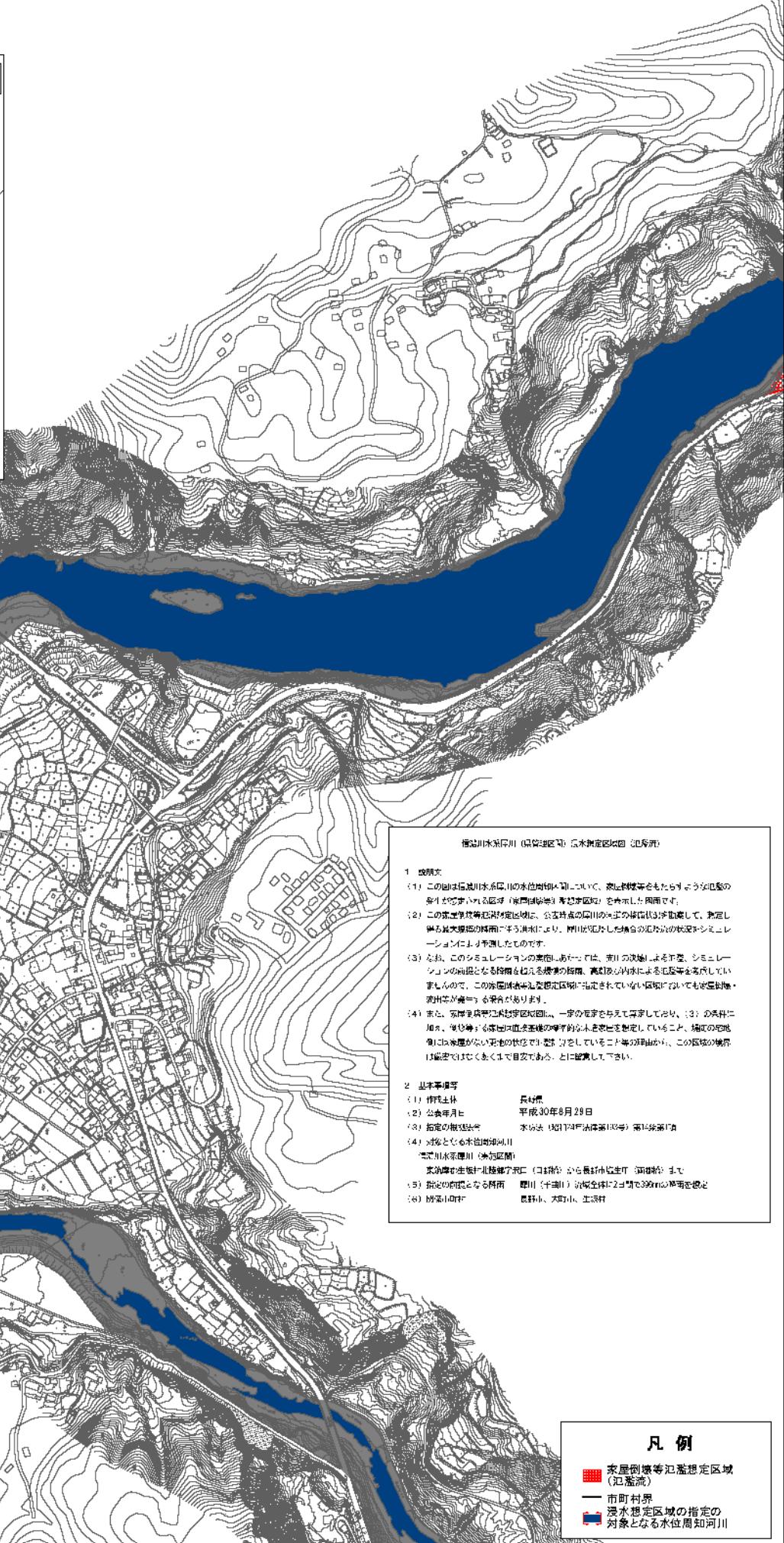
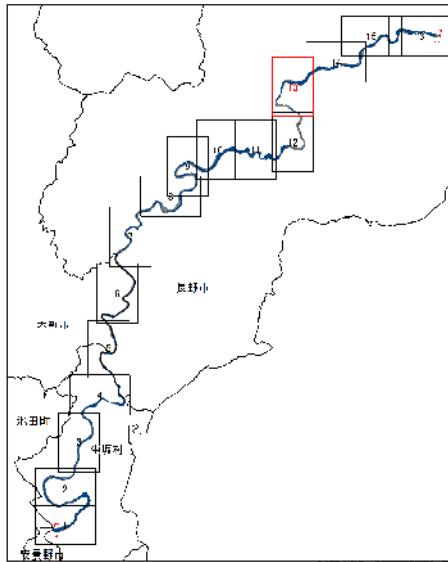
- 家屋倒壊等氾濫想定区域  
(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の  
対象となる水位周知河川

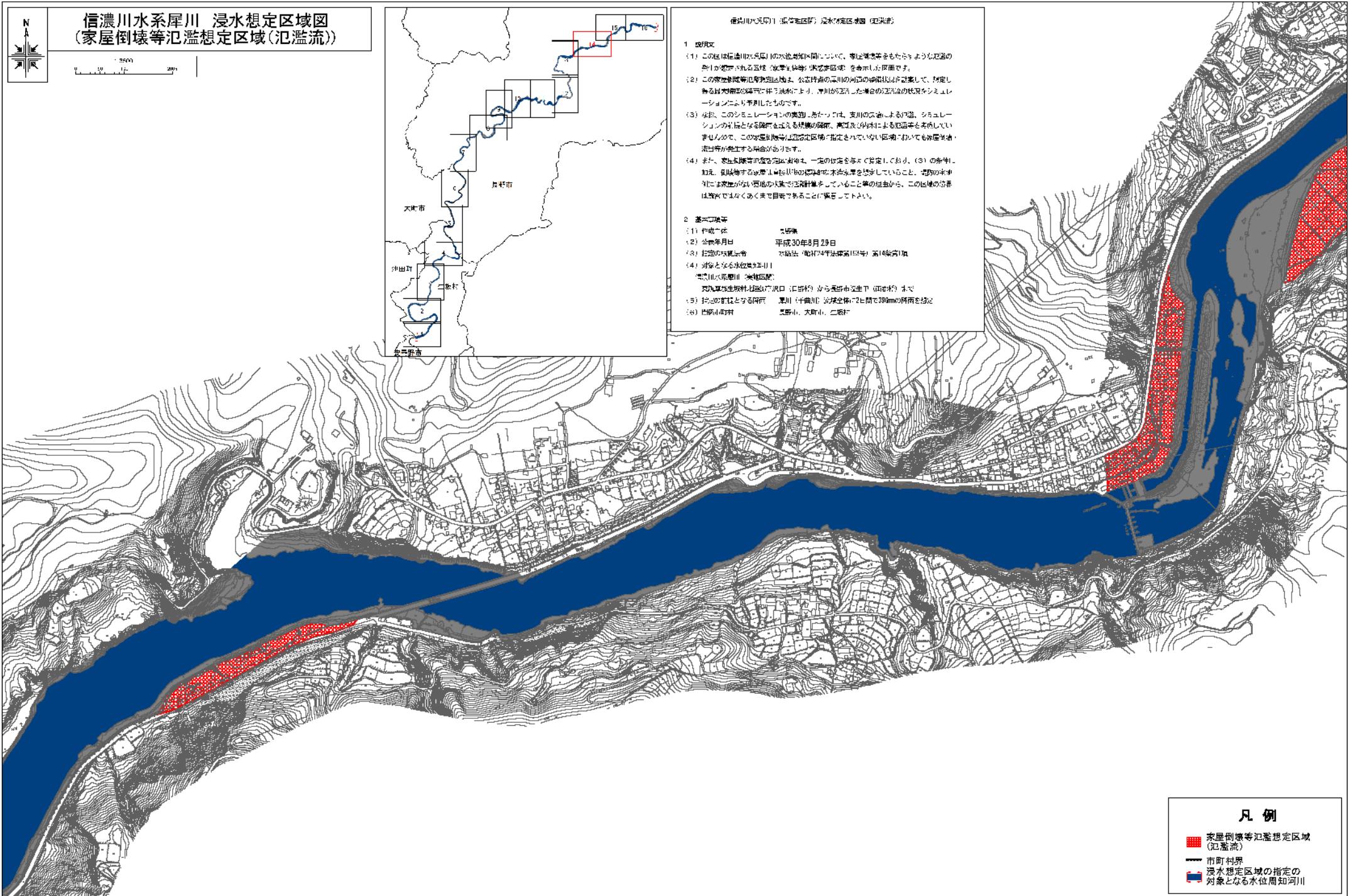
信濃川水系犀川(只見川区間) 浸水想定区域(氾濫流)	
1 截頭文	
(1) この図は信濃川水系犀川の水位別に別けていて、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の發生が想定される区域(「家屋倒壊等」)を想定区域(「氾濫流」)と表示した図面です。	
(2) この家屋倒壊等想定区域は、公表済みの犀川の洪水警戒基準として、測定し得る最大流量の約4倍に相当する洪水により、犀川が氾濫した場合の氾濫の状況をシミュレーションにより予測したものであります。	
(3) なお、このシミュレーションの実際、あたっては、支川の挿入による影響、シミュレーションの限界となる降雨の初期段階の降雨強度や内陸による地盤変動などを考慮しているものの、この範囲が水位想定区域に指定されていない区域においても氾濫が発生する可能性がある場合があります。	
(4) また、家屋倒壊等想定区域以外に、一定の想定を与えて想定しておらず、(5)の条件に加え、各段階ごとに開かれる標準的な本決水門を想定していること、堤防が決壊する場合には家屋がない分だけ正確計算していることの理由から、この区域のが開けた段階で少なくとも目まで目であることに留意して下さい。	
2 基本事項等	
(1) 作成主体	長野県
(2) 公表年月日	平成30年8月29日
(3) 指定の概要内容	水辺法(昭和14年法律第14号) 第1条第1項
(4) 地名とその水位周知河川	信濃川水系犀川(只見川区間)
(5) 指定の区域となる林野	郡上(只見川) 沢坂全体で20時間で300mmの降雨を想定
(6) 防災小冊子	長野市、大町市、生波村

信濃川水系犀川 浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



0 10 20 30km



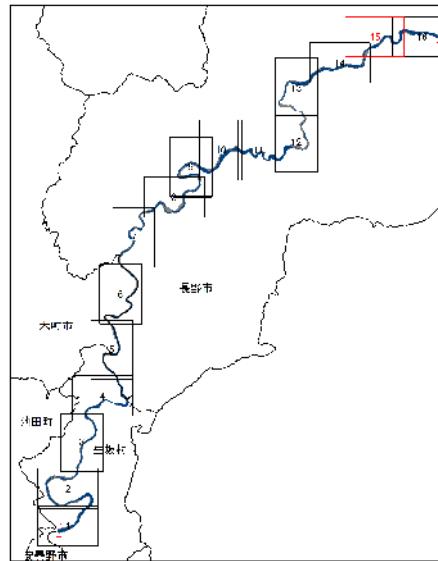


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情技 第374号)

信濃川水系犀川 浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



1:2500  
0 100 200 300



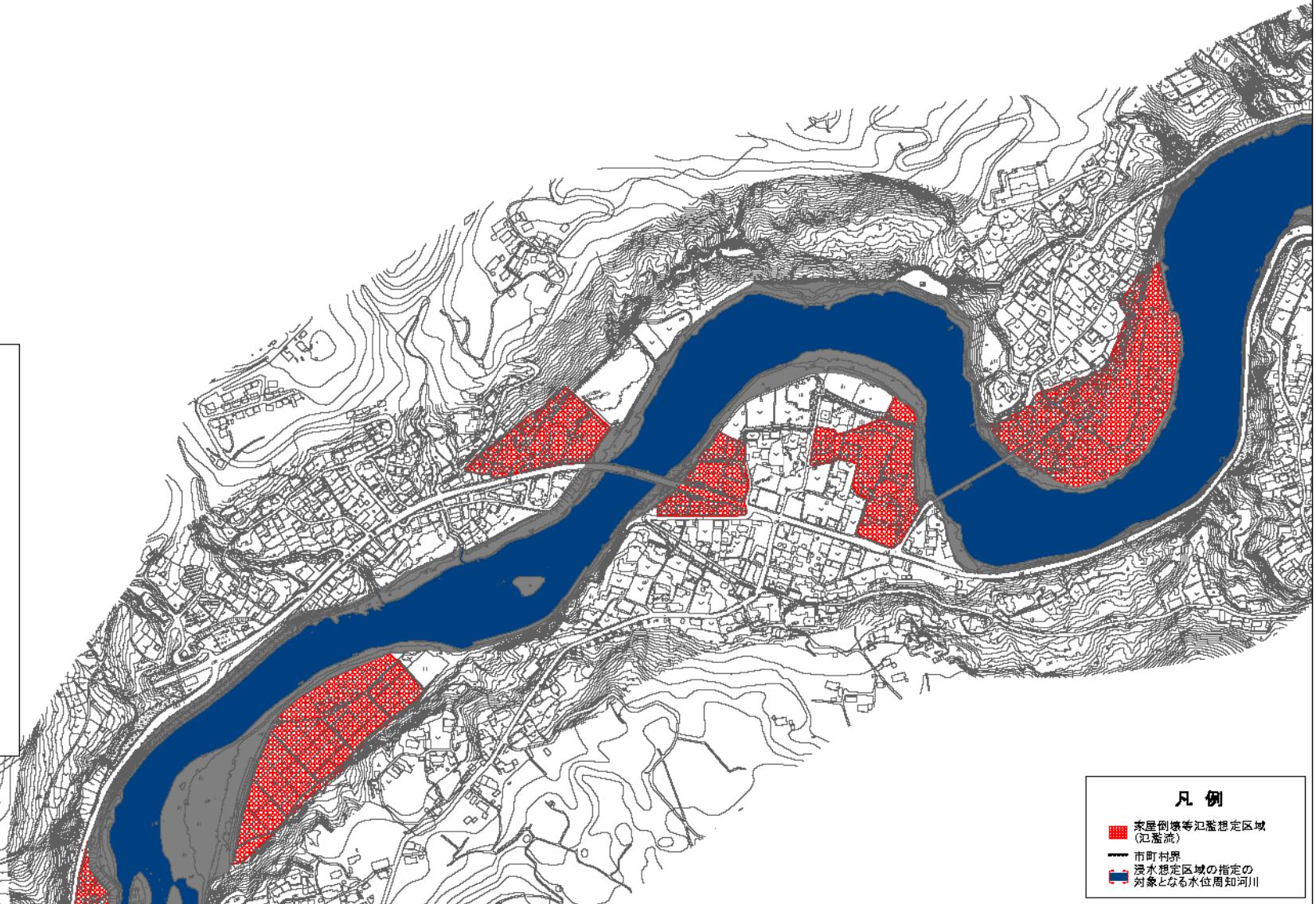
信濃川水系犀川(堺賀地区) 浸水想定区域図(氾濫流)

1. 説明文

- (1) この図は信濃川水系犀川の水位増加に伴うLCY、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示したものであります。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の犀川の水位の値よりも既にして、測定し得る最大級の時間幅(約24時間)により、犀川が氾濫した場合の氾濫時の水位をシミュレーションにより予測したものであります。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、犀川の次極に、そのあと、シミュレーションの前段となる降雨を日本全国の年間、雨量及び河水による氾濫する名所でいましたので、この各箇所が本想定区域に指定されていない区域においても水害対策・漏水対策が発生する場合があります。
- (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域には、一定の水位を越えて算定しておらず、(3)の水位に加え、最も寄せる水路に、山岸堤防の構造的な本体被害を想定していること、堤防の本体、斜面は常に高い張力の状態で荷重を負担していること等の理由から、この区域の境界は標準ではなくあくまで目安であることに留意して下さい。

2. 基本事項等

- (1) 作成者  
建設省
- (2) 公表年月日  
平成30年8月29日
- (3) 拡定の権限法令  
水防法 第57条第1項法規第10号: 第14回第1号
- (4) 沿岸市町村水位周知河川  
信濃川(堀川・堀内区間)  
木曾川(木曾区間)
- (5) 指定の範囲となる河川  
犀川(千曲川) 流域全体に2日間での30cmの移動を基に  
長野市、大町市、上田市
- (6) 沿岸市町村

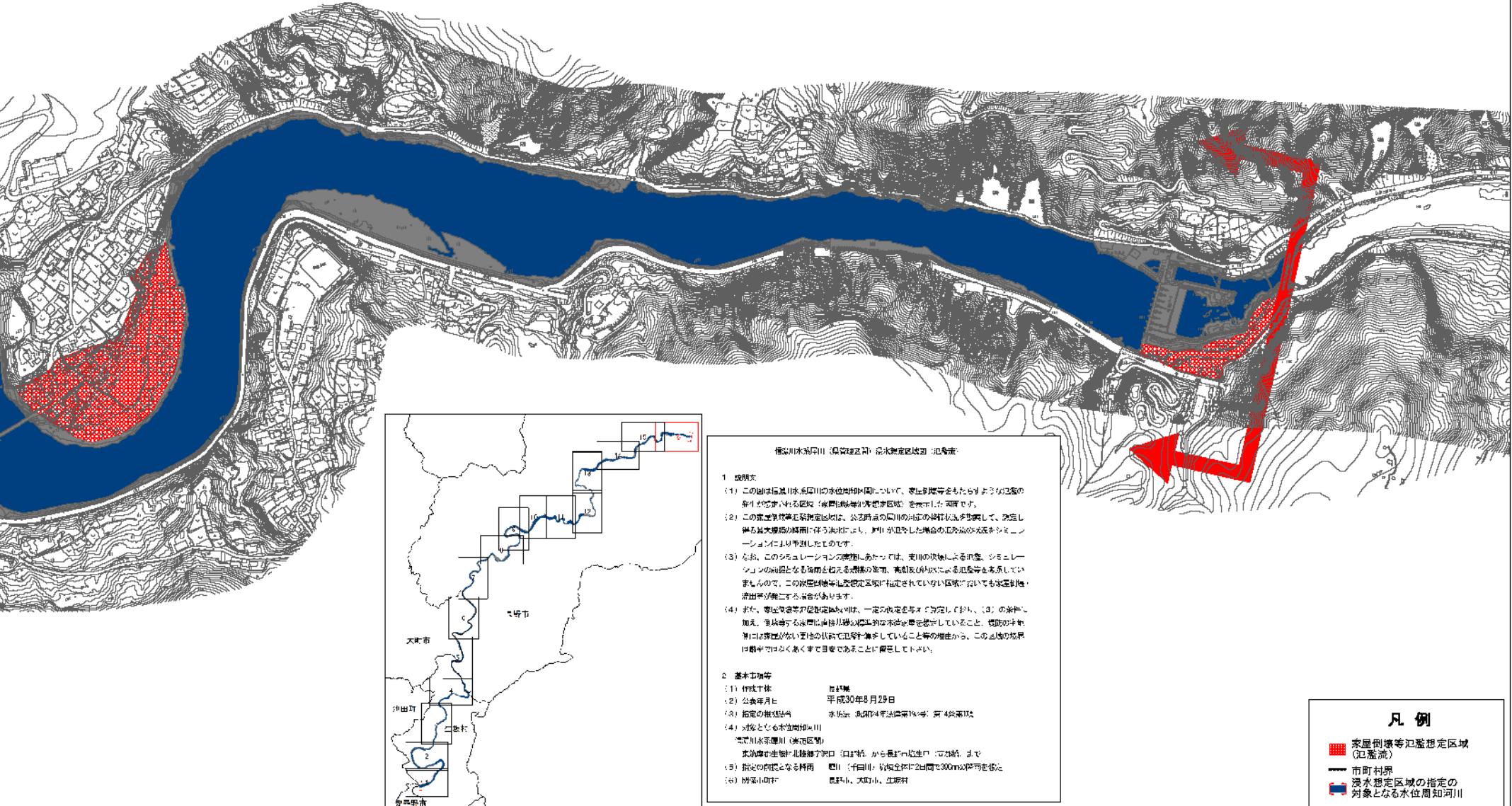


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情技、第374号)

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域  
(氾濫流 )
- 市町村界
- 洪水想定区域の指定の  
対象となる水位周知河川

信濃川水系犀川 浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情技、第374号)